

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	鷲山 俊男
登録番号又は法人番号	9 8 1 1 6 8 2 8
所属する単位会	茨城県行政書士会
事務所名称	電子申請法務行政書士事務所
事務所所在地	茨城県取手市台宿 2 - 3 - 4
処分年月日	令和 8 年 8 月 1 8 日
処分内容（種類）	令和 8 年 8 月 1 9 日から 1 年間の会員の権利停止 (茨城県行政書士会会則第 9 1 条の 2 第 1 項第二号)
上記処分をした理由	本会において、登録している事務所に実態がなくなっていることを確認しており、変更登録するよう指導しているが、当該手続きを長期間に渡り行っていない。 行政書士は、その業務を行うための事務所を設ける義務があり、行政書士法第 6 条の 4 により、登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく、変更登録しなければならないことが定められており、上記事実はこれに違反している。 また、本件について令和 7 年 1 2 月 2 日付でも処分済みであるが、その後も当該変更手続き未了のまま現在に至っている。
上記処分の根拠となった法令 及び会則の条文	【行政書士法第 6 条の 4】 - 行政書士は、第 6 条第 1 項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、所属する行政書士会を經由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなければならない。 【行政書士法第 1 3 条】 - 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。 【日本行政書士会連合会会則第 4 4 条第 1 項】 - 行政書士は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、行政書士変更登録申請書（以下「変更登録申請書」という。）に必要な書類を添付して、遅滞なく、第 39 条第 1 項第三号から第五号までの事務所の所在地を含む都道府県の区域に設立されている単位会を經由して本会に提出しなければならない。 【茨城県行政書士会会則第 6 6 条第 1 項】 - 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し誠実に業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 【茨城県行政書士会会則第 9 1 条第 1 項】 - 会長は、本会会員が法令若しくは茨城県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。